



鳥取県公報

平成 30 年 2 月 6 日 (火)
第 8 9 7 3 号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	生活保護法による医療機関の指定 (62) (福祉監査指導課) 2
	生活保護法による指定医療機関の変更の届出 (63) (〃) 2
	生活保護法による指定医療機関の廃止の届出 (64) (〃) 2
	鳥取県附属機関条例第 2 条第 3 項の附属機関 (65) (通商物流課) 3
	県営土地改良事業計画の変更 (66) (農地・水保全課) 3
	県営土地改良事業の工事の完了 (2 件) (67・68) (東部農林事務所) 3
	指定居宅サービス事業の廃止の届出 (69) (西部総合事務所福祉保健局) 4
	指定介護予防サービス事業の廃止の届出 (70) (〃) 4
	指定障害福祉サービス事業者の指定 (71) (〃) 4
	開発行為に関する工事の完了 (72) (西部総合事務所生活環境局) 4
	会計管理者の権限に属する事務の一部の委任 (73) (会計指導課) 5
◇ 教委告示	鳥取県附属機関条例第 2 条第 3 項の附属機関 (2) (体育保健課) 5
◇ 公 告	猟銃等の取扱いに関する講習会の開催 (警察本部生活安全企画課) 5
◇ 調達公告	一般競争入札の実施 (2 件) (集中業務課) 6

告 示

鳥取県告示第62号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定に基づき、医療機関を指定したので、生活保護法第55条の3（中国残留邦人等支援法第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定により次のとおり告示する。

平成30年2月6日

鳥取県知事 平 井 伸 治

診療所及び薬局

名 称 (氏 名)	所 在 地 (住 所)	指 定 年 月 日
クリニックこくふ	鳥取市国府町新通り二丁目202	平成30年1月1日
岡歯科医院	米子市上後藤三丁目4-13	〃
ファーマシィ薬局くるみ	米子市道笑町四丁目122-10	〃
アイ・プラス薬局上魚町店	鳥取市上魚町14-5	〃
アイ・プラス薬局叶店	鳥取市叶289-2	〃
アイ・プラス薬局南隈店	鳥取市南隈163-3	〃

鳥取県告示第63号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定に基づき、指定医療機関から名称を変更した旨の届出があったので、生活保護法第55条の3（中国残留邦人等支援法第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定により次のとおり告示する。

平成30年2月6日

鳥取県知事 平 井 伸 治

薬局

名 称 (氏 名)	所 在 地 (住 所)	変 更 年 月 日
大陽堂薬局本店	倉吉市上井27-1	平成30年1月1日
大陽堂薬局新町店	倉吉市新町三丁目1081-6	〃
大陽堂薬局山根店	倉吉市山根415-4	〃

鳥取県告示第64号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定に基づき、指定医療機関から診療所及び薬局を廃止した旨の届出があったので、生活保護法第55条の3（中国残留邦人等支援法第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定により次のとおり告示する。

平成30年2月6日

鳥取県知事 平 井 伸 治

診療所及び薬局

名 称 (氏 名)	所 在 地 (住 所)	廃 止 年 月 日
社会福祉法人健推会 クリニックこくふ	鳥取市国府町新通り二丁目202	平成29年12月31日

岡齒科医院	米子市上後藤三丁目4-13	〃
有限会社くるみ調剤薬局	米子市道笑町四丁目122-10	〃
アイ・プラス薬局	鳥取市上魚町14-5	〃
アイ・プラス薬局叶店	鳥取市叶289-2	〃
アイ・プラス薬局南隈店	鳥取市南隈163-3	〃

鳥取県告示第65号

鳥取県附属機関条例（平成25年鳥取県条例第53号）第2条第3項の規定に基づき、次のとおり附属機関を設置するので、同条第4項の規定により告示する。

平成30年2月6日

鳥取県知事 平 井 伸 治

名称	調査審議する事項	設置期間	庶務担当機関
平成29年度鳥取県東南アジアビューロー設置運營業務審査委員会	平成30年度の鳥取県東南アジアビューロー設置運營業務に係る受託者の選定に関する事項	平成30年2月6日から同年3月31日まで	通商物流課

鳥取県告示第66号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第1項の規定に基づき、県営土地改良事業（農村地域防災減災事業 山上・水根地区 ため池等整備）に係る土地改良事業計画を変更したので、同条第6項において準用する同法第87条第5項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成30年2月6日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 縦覧に供する書類
土地改良事業変更計画書の写し
- 縦覧に供する期間
平成30年2月6日から同月26日まで
- 縦覧に供する場所
鳥取市役所
- 審査請求
利害関係人は、この告示に係る土地改良事業変更計画について不服があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に審査請求すること。

鳥取県告示第67号

県営土地改良事業の工事が次のとおり完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の3第3項の規定により告示する。

平成30年2月6日

鳥取県東部農林事務所長 宮 田 邦 夫

土地改良事業の名称	工事完了年月日
県営地域ため池総合整備事業 因幡白兔地区（三反田池） ため池等整備	平成27年2月6日
県営地域ため池総合整備事業 因幡白兔地区（堂出池） ため池等整備	平成29年3月24日

鳥取県告示第68号

県営土地改良事業の工事が次のとおり完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の3第3項の規定により告示する。

平成30年2月6日

鳥取県東部農林事務所長 宮 田 邦 夫

土地改良事業の名称	工事完了年月日
県営地域ため池総合整備事業 三谷地区（迫作堤） ため池等整備	平成28年2月22日
県営地域ため池総合整備事業 三谷地区（古池） ため池等整備	平成29年3月14日

鳥取県告示第69号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者から当該指定居宅サービスの事業を廃止する旨の届出があったので、同法第78条の規定により、次のとおり告示する。

平成30年2月6日

鳥取県西部総合事務所長 中 山 貴 雄

事業者の名称 又は氏名	指定に係る事業 所の名称	指定に係る事 業所の所在地	届出年月日	廃止年月日	サービスの種類
有限会社とんや	ヘルパーステーション翠のさと	米子市西福原七丁目4-1	平成30年1月23日	平成30年2月28日	訪問介護

鳥取県告示第70号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5第2項の規定に基づき、指定介護予防サービス事業者から当該指定介護予防サービスの事業を廃止する旨の届出があったので、同法第115条の10の規定により、次のとおり告示する。

平成30年2月6日

鳥取県西部総合事務所長 中 山 貴 雄

事業者の名称 又は氏名	指定に係る事業 所の名称	指定に係る事 業所の所在地	届出年月日	廃止年月日	サービスの種類
有限会社とんや	ヘルパーステーション翠のさと	米子市西福原七丁目4-1	平成30年1月23日	平成30年2月28日	介護予防訪問介護

鳥取県告示第71号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業者を指定したので、同法第51条の規定により次のとおり告示する。

平成30年2月6日

鳥取県西部総合事務所長 中 山 貴 雄

名 称	主たる事務所 の所在地	指定に係る障害福祉 サービス事業を行う 事業所の名称	指定に係る障害福祉 サービス事業を行う 事業所の所在地	障害福祉サ ービスの種 類	指定年月日
社会福祉法人 祥和会	西伯郡南部町 福成3293	小竹の郷	西伯郡大山町小竹 1297-19	生活介護	平成30年2月 1日

鳥取県告示第72号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により告示する。

平成30年2月6日

鳥取県西部総合事務所長 中 山 貴 雄

- 1 開発許可の年月日及び番号
平成29年12月25日 鳥取県指令第201700237363号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称

境港市渡町字深田

- 3 開発許可を受けた者の住所及び氏名
境港市渡町2775-3
角 季信

鳥取県告示第73号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第171条第4項の規定に基づき、会計管理者をしてその権限に属する事務の一部を次のとおり委任させたので、同項後段の規定により告示する。

平成30年2月6日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 委任させた事務
鳥取県多言語観光ホームページに係る宿泊成約手数料の収納事務
- 2 委任を受けた出納員
鳥取県観光交流局観光戦略課
課長補佐 長田 洋一
- 3 委任期間
平成30年2月6日から同年3月31日まで

教 育 委 員 会 告 示**鳥取県教育委員会告示第2号**

鳥取県附属機関条例（平成25年鳥取県条例第53号）第2条第3項の規定に基づき、次のとおり附属機関を設置するので、同条第4項の規定により告示する。

平成30年2月6日

鳥取県教育委員会委員長 中 島 諒 人

名称	調査審議する事項	設置期間	庶務担当機関
鳥取県高校生冬山登山計画審査会	実施主体から提出された冬山登山計画の審査に関する事項	平成30年2月6日から同年3月31日まで	体育保健課

公 告

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号。以下「法」という。）第5条の3第1項の規定により猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会を次のとおり開催する。

平成30年2月6日

鳥取県公安委員会委員長 松 本 典 子

- 1 講習の種別及び受講対象者
経験者講習
鳥取県内に住所を有する者のうち次に掲げるものを対象とする。
(1) 法第7条の3第1項の規定による許可の更新を受けようとする者
(2) 許可を受けようとする者で、法第5条の2第3項第2号又は3号に規定するもの
- 2 開催の日時及び場所

種別	区分	日 時	場 所	受 講 対 象 者
		平成30年3月8日	米子市上福原1266-4	琴浦大山、米子、境港及び黒

経験者講習	午後 1 時 30 分から 午後 4 時 30 分まで	鳥取県米子警察署	坂の各警察署の管内に居住する者
-------	--------------------------------	----------	-----------------

3 講習時間及び講習課目

- (1) 講習時間 3時間
- (2) 講習課目
 - ア 猟銃及び空気銃の所持に関する法令
 - イ 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い

4 受講申込手続

所定の受講申込書を受講日の7日前までに住所地を管轄する警察署長を経由して公安委員会に提出すること。

5 講習受講手数料及びその納付方法

- (1) 講習受講手数料 3,000円
- (2) 納付方法
 - (1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を銃砲刀剣類関係手数料納付書に貼り付けて納付すること。
この場合、消印しないこと。

6 携行品

筆記用具及び印鑑

調 達 公 告

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の6第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成30年2月6日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 調達内容

- (1) 借入物品の名称
東部（本庁）地区納入分 複合機（カラー、中速機）
- (2) 借入物品の仕様及び数量
入札説明書による。
- (3) 借入期間
平成30年5月1日から平成34年4月30日まで（入札説明書に示す一部の複合機にあつては、平成30年4月2日から平成34年4月30日まで）とする。ただし、平成31年度以降において、本件公告に示した借入物品に係る予算が減額され、又は成立しなかった場合には、本件調達に係る契約の全部又は一部を解除できるものとする。
なお、平成34年4月については、次回更新する複合機の搬入搬出の作業に伴い、期間満了まで設置しない場合がある。
- (4) 納入期限
入札説明書による。
- (5) 納入場所
入札説明書による。
- (6) 入札方法等
本件入札は、鳥取県物品電子調達システム（以下「電子調達システム」という。）による電子入札又は紙入札により行うので、入札説明書に示す方法に従って計算した本件調達公告に示した借入物品の年間賃借料及び年間保守料の合計額（消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額（以下「入札見積金額」という。）から入札見積金額に108分の8を乗じて得た金額（1円未

満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。)を減じた金額に相当する金額とする。)を電子入札書に入力し、又は入札書に記載すること。

なお、この契約は、賃貸借にあつては1台1月当たりの単価、保守業務にあつては複写片面1枚当たりの単価による単価契約とする。このため落札金額が契約金額とならないので注意すること。

2 入札参加資格

本件入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 平成27年鳥取県告示第596号(物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について)に基づく競争入札参加資格(以下「競争入札参加資格」という。)を有するとともに、その業種区分が事務用機器の複写機・印刷機に登録されている者であること。
なお、本件入札に参加を希望する者であつて、競争入札参加資格を有していないもの又は当該業種区分に登録されていないものは、鳥取県競争入札参加資格審査事務取扱要綱(昭和40年1月30日付発出第36号)第5条第1項に規定する競争入札参加資格者名簿(以下「競争入札参加資格者名簿」という。)への登録に関する申請書類を平成30年2月13日(火)正午までに4の(3)の場所に提出すること。この際、本件入札に参加するための登録申請であることを、当該申請書類の提出と同時に4の(3)の場所に必ず連絡すること。
- (3) 平成30年2月6日(火)から同年3月20日(火)(再度入札を行う場合にあつては、当該入札の開札日)までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱(平成7年7月17日付発出第157号)第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。
- (4) 平成30年2月6日(火)から同年3月20日(火)(再度入札を行う場合にあつては、当該入札の開札日)までの間のいずれの日においても、会社更生法(平成14年法律第154号)の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法(平成11年法律第225号)の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。
- (5) 本件公告に示した借入物品(平成30年2月6日以降に取得するものを含む。)を自社で所有し、納入期限までに納入場所に納入できる者であつて、当該物品の納入後、保守、点検、修理その他のアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できる者であること。

3 契約担当部局

鳥取県会計管理者庶務集中局集中業務課

4 入札手続等

(1) 入札の手続に関する問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県会計管理者庶務集中局物品契約課契約担当

電話 0857-26-7431

電子メール b_denshichoutatsu@pref.tottori.lg.jp

(2) 仕様に関する問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県会計管理者庶務集中局集中業務課集中化業務担当

(3) 競争入札参加資格者名簿への登録に関する申請書類の提出先及び問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県会計管理者庶務集中局物品契約課

電話 0857-26-7431

(4) 入札説明書等の交付方法

入札説明書その他資料は、平成30年2月6日(火)午前11時から同年3月7日(水)正午までの間にインターネットのホームページ(物品電子調達ウェブサイト(<http://www.pref.tottori.lg.jp/denshichotatsu/>))から入手すること。ただし、これにより難い者には、次により直接交付する。

ア 交付期間及び交付時間

平成30年2月6日（火）から同年3月6日（火）までの日（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前9時から午後5時まで及び同年3月7日（水）の午前9時から正午までとする。

イ 交付場所

（1）に同じ。

（5）郵便等による入札

可とする。ただし、書留郵便（親展と明記すること。）又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの（親展と明記すること。）により、（1）の場所に送付すること。

（6）入札及び開札の日時及び場所

ア 入札日時

平成30年3月14日（水）午前11時から同月20日（火）正午（午後6時から翌午前8時までの間並びに日曜日及び土曜日を除く。）まで。ただし、郵便等による入札書の受領期限は、同月19日（月）午後5時までとする。

イ 開札日時

平成30年3月20日（火）午後1時以降

ウ 場所

（1）に同じ。

5 入札参加者に要求される事項

（1）電子入札による場合は、電子調達システムの操作マニュアル記載の方法によること。

（2）紙入札による場合は、入札書を「入札書」と明記した封筒（以下「封筒」という。）に入れ、密封して提出しなければならない。この際、仕様（入札・見積）内訳書を同封すること。

なお、封筒には必ず件名及び入札者名を記載すること。

（3）本件入札に参加を希望する者は、入札説明書で示す機種承認を受けるための資料を4の（2）の場所に平成30年2月21日（水）午後5時までに提出すること。

（4）本件入札に参加を希望する者は、（3）の機種承認を受けた後、入札説明書で示す事前提出物を4の（1）の場所に平成30年3月7日（水）正午までに、次に示すところにより提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

ア 電子入札を希望する者にあつては、電子調達システムで提出すること。ただし、添付ファイルの容量等により全ての書類を電子調達システムで提出できない場合においては、入札説明書で指定するものを除き、郵便等又は持参の方法により4の（1）の場所に、期限内に提出することができる。

イ 紙入札を希望する者にあつては、郵便等又は持参の方法により4の（1）の場所に提出すること。

（5）入札参加者は、（3）及び（4）の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

6 入札保証金及び契約保証金

（1）入札保証金

本件入札に参加する者は、入札保証金として電子入札書に輸入又は入札書に記載した金額の100分の5以上の金額を県の指定する期日までに納付しなければならない。この場合において、国債、地方債及び鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。）第124条において準用する会計規則第113条第1項に定める担保の提供をもって入札保証金の納付に代えることができる。

なお、鳥取県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年鳥取県規則第106号。以下「調達手続特例規則」という。）第14条の規定により、入札保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

（2）契約保証金

落札者は、契約保証金として入札見積金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、国債、地方債及び会計規則第113条第1項に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えるこ

とができる。

なお、調達手続特例規則第18条の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

7 その他

(1) 契約手続において使用する言語、通貨及び時刻

日本語、日本国通貨及び日本標準時

(2) 入札の無効

2の入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札及び会計規則、本件調達公告又は入札説明書に違反した入札は、無効とする。

(3) 契約書作成の要否

要

(4) 落札者の決定方法

本件調達公告に示した業務を遂行できると判断した入札者であって、会計規則第127条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを、落札者とする。

(5) 手続における交渉の有無

無

(6) 電子証明書

本件入札における電子入札に参加するためには、5の(4)の書類を提出するときに電子証明書が必要となること。

(7) その他

ア 詳細は、入札説明書による。

イ 鳥取県議会平成30年2月定例会において本件調達に係る予算（以下「予算」という。）が否決されたときは、開札を行わない。ただし、予算の議決が開札日以降となる場合には、議決前に開札は行うが、予算が可決されたときに落札の決定を行うこととし、予算が否決されたときは、落札の決定を行わないものとする。

8 Summary

(1) Nature of the products to be leased : Tobu Region (Prefectural Government Building) : lease and maintenance work for the integrated multifunction copy machine(color, mid-range)

(2) March 7, 2018 noon: Time-limit for submission of documents for qualification confirmation

(3) March 20, 2018 noon: Time-limit for submission of tenders

(March 19, 2018 5:00 PM: Time-limit for submission of tenders by registered mail)

(4) Contact Point for the notice: Office of Procurement Services, Bureau of Finances and Accounts, Contracts and Supplies Office, Tottori Prefectural Government 1-220 Higashi-machi Tottori-shi 680-8570 Japan

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の6第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成30年2月6日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 調達内容

(1) 借入物品の名称

東部地区納入分 複合機（カラー、高速機）

(2) 借入物品の仕様及び数量

入札説明書による。

(3) 借入期間

平成30年5月1日から平成34年4月30日までとする。ただし、平成31年度以降において、本件公告に示した借入物品に係る予算が減額され、又は成立しなかった場合には、本件調達に係る契約の全部又は一部を解除できるものとする。

なお、平成34年4月については、次回更新する複合機の搬入搬出の作業に伴い、期間満了まで設置しない場合がある。

(4) 納入期限

入札説明書による。

(5) 納入場所

入札説明書による。

(6) 入札方法等

本件入札は、鳥取県物品電子調達システム（以下「電子調達システム」という。）による電子入札又は紙入札により行うので、入札説明書に示す方法に従って計算した本件調達公告に示した借入物品の年間賃借料及び年間保守料の合計額（消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額（以下「入札見積金額」という。）から入札見積金額に108分の8を乗じて得た金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）を減じた金額に相当する金額とする。）を電子入札書に入力し、又は入札書に記載すること。

なお、この契約は、賃貸借にあつては1台1月当たりの単価、保守業務にあつては複写片面1枚当たりの単価による単価契約とする。このため落札金額が契約金額とならないので注意すること。

2 入札参加資格

本件入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

(1) 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 平成27年鳥取県告示第596号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有するとともに、その業種区分が事務用機器の複写機・印刷機に登録されている者であること。

なお、本件入札に参加を希望する者であつて、競争入札参加資格を有していないもの又は当該業種区分に登録されていないものは、鳥取県競争入札参加資格審査事務取扱要綱（昭和40年1月30日付発出第36号）第5条第1項に規定する競争入札参加資格者名簿（以下「競争入札参加資格者名簿」という。）への登録に関する申請書類を平成30年2月13日（火）正午までに4の(3)の場所に提出すること。この際、本件入札に参加するための登録申請であることを、当該申請書類の提出と同時に4の(3)の場所に必ず連絡すること。

(3) 平成30年2月6日（火）から同年3月20日（火）（再度入札を行う場合にあつては、当該入札の開札日）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付発出第157号）第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

(4) 平成30年2月6日（火）から同年3月20日（火）（再度入札を行う場合にあつては、当該入札の開札日）までの間のいずれの日においても、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。

(5) 本件公告に示した借入物品（平成30年2月6日以降に取得するものを含む。）を自社で所有し、納入期限までに納入場所に納入できる者であつて、当該物品の納入後、保守、点検、修理その他のアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できる者であること。

3 契約担当部局

鳥取県会計管理者庶務集中局集中業務課

4 入札手続等

(1) 入札の手続に関する問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県会計管理者庶務集中局物品契約課契約担当

電話 0857-26-7431

電子メール b_denshichoutatsu@pref.tottori.lg.jp

(2) 仕様に関する問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県会計管理者庶務集中局集中業務課集中化業務担当

(3) 競争入札参加資格者名簿への登録に関する申請書類の提出先及び問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県会計管理者庶務集中局物品契約課

電話 0857-26-7431

(4) 入札説明書等の交付方法

入札説明書その他資料は、平成30年2月6日（火）午前11時から同年3月7日（水）正午までの間にインターネットのホームページ(物品電子調達ウェブサイト(<http://www.pref.tottori.lg.jp/denshichotatsu/>))から入手すること。ただし、これにより難しい者には、次により直接交付する。

ア 交付期間及び交付時間

平成30年2月6日（火）から同年3月6日（火）までの日（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前9時から午後5時まで及び同年3月7日（水）の午前9時から正午までとする。

イ 交付場所

(1)に同じ。

(5) 郵便等による入札

可とする。ただし、書留郵便（親展と明記すること。）又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの（親展と明記すること。）により、(1)の場所に送付すること。

(6) 入札及び開札の日時及び場所

ア 入札日時

平成30年3月14日（水）午前11時から同月20日（火）正午（午後6時から翌午前8時までの間並びに日曜日及び土曜日を除く。）まで。ただし、郵便等による入札書の受領期限は、同月19日（月）午後5時までとする。

イ 開札日時

平成30年3月20日（火）午後1時以降

ウ 場所

(1)に同じ。

5 入札参加者に要求される事項

(1) 電子入札による場合は、電子調達システムの操作マニュアル記載の方法によること。

(2) 紙入札による場合は、入札書を「入札書」と明記した封筒（以下「封筒」という。）に入れ、密封して提出しなければならない。この際、仕様（入札・見積）内訳書を同封すること。

なお、封筒には必ず件名及び入札者名を記載すること。

(3) 本件入札に参加を希望する者は、入札説明書で示す機種承認を受けるための資料を4の(2)の場所に平成30年2月21日（水）午後5時までに提出すること。

(4) 本件入札に参加を希望する者は、(3)の機種承認を受けた後、入札説明書で示す事前提出物を4の(1)の場所に平成30年3月7日（水）正午までに、次に示すところにより提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

ア 電子入札を希望する者にあつては、電子調達システムで提出すること。ただし、添付ファイルの容量等により全ての書類を電子調達システムで提出できない場合においては、入札説明書で指定するものを除き、

郵便等又は持参の方法により4の(1)の場所に、期限内に提出することができる。

イ 紙入札を希望する者にあつては、郵便等又は持参の方法により4の(1)の場所に提出すること。

(5) 入札参加者は、(3)及び(4)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

本件入札に参加する者は、入札保証金として電子入札書に入力又は入札書に記載した金額の100分の5以上の金額を県の指定する期日までに納付しなければならない。この場合において、国債、地方債及び鳥取県会計規則(昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。)第124条において準用する会計規則第113条第1項に定める担保の提供をもって入札保証金の納付に代えることができる。

なお、鳥取県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成7年鳥取県規則第106号。以下「調達手続特例規則」という。)第14条の規定により、入札保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

(2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として入札見積金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、国債、地方債及び会計規則第113条第1項に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、調達手続特例規則第18条の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

7 その他

(1) 契約手続において使用する言語、通貨及び時刻

日本語、日本国通貨及び日本標準時

(2) 入札の無効

2の入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札及び会計規則、本件調達公告又は入札説明書に違反した入札は、無効とする。

(3) 契約書作成の要否

要

(4) 落札者の決定方法

本件調達公告に示した業務を遂行できると判断した入札者であつて、会計規則第127条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを、落札者とする。

(5) 手続における交渉の有無

無

(6) 電子証明書

本件入札における電子入札に参加するためには、5の(4)の書類を提出するときに電子証明書が必要となること。

(7) その他

ア 詳細は、入札説明書による。

イ 鳥取県議会平成30年2月定例会において本件調達に係る予算(以下「予算」という。)が否決されたときは、開札を行わない。ただし、予算の議決が開札日以降となる場合には、議決前に開札は行いが、予算が可決されたときに落札の決定を行うこととし、予算が否決されたときは、落札の決定を行わないものとする。

8 Summary

(1) Nature of the products to be leased : Tobu Region: lease and maintenance work for the integrated multifunction copy machine(color, high-speed)

(2) March 7, 2018 noon: Time-limit for submission of documents for qualification confirmation

(3) March 20, 2018 noon: Time-limit for submission of tenders

(March 19, 2018 5:00 PM: Time-limit for submission of tenders by registered mail)

(4) Contact Point for the notice : Office of Procurement Services, Bureau of Finances and Accounts,

Contracts and Supplies Office, Tottori Prefectural Government 1-220 Higashi-machi Tottori-shi
680-8570 Japan